

ENB 10th Anniversary 1992-2002

IISD



Vol. 12 No. 200

Earth Negotiations Bulletin

A Reporting Service for Environment and Development Negotiations

Online at <http://www.iisd.ca/climate/sb16/index.html>

SB-16
FINAL

Published by the International Institute for Sustainable Development

Monday, 17 June 2002

国連気候変動枠組条約補助機関第 16 回セッション の概要 :

2002 年 6 月 5-14 日

1992 年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)での補助機関による第 16 回セッション(SB-16)が、2002 年 6 月 5-14 日ドイツ、ボン市、マリチーム・ホテルで開催された。152 の締約国、一つのオブザーバー国家、112 のオブザーバー機関、および 4 つのメディアから、1100 名を超える参加者が出席した。2001 年 11 月に京都議定書の運用上の詳細に関する 3 年間の交渉を完結した出席者は、ボン合意に対するマラケシュ合意の実施および UNFCCC での問題に焦点を当てる交渉での新しい段階に入るため、ボンで会合したのである。

SB-16 で明らかになったことは、気候プロセスがどの方向に進むべきかについて、各締約国の見解がいかに異なっているかであった。この会合は、この点や、将来の交渉での焦点と意図における(各締約国間同士の一訳注)相反するスタンスにつきまとわれていた。一部の締約国は、現在に確固とした焦点を当てることを望み、短期的な技術課題に取り組む一方で、議定書が発効し、追加的な政治モーメントが出てくるまでは、基本的に現状維持のパターン保持を望んだ。他の締約国は、未来に目を向け、長期的な目標と将来の約束に関する議論開始の必要性を見据えていたようであり、このアプローチは、一部から厳しい抵抗にあった。さらに他の締約国は、どうやら近い過去に焦点を当て、また政治的により受け入れやすい条件を確保することで、マラケシュからの論議を継続するという望みにも注目していたようであった。こういった各国の認識における対立危機は、2002 年 10 月のニューデリーでの第 8 回締約国会議にまで持ち越される可能性が高い。

UNFCCC と京都議定書の歴史的経過概要

気候変動は、人類の健康と福利、グローバル経済、そして世界の環境の持続可能性にとり、もっとも深刻な脅威の一つと考えられている。科学者の主流は、地球の気候が、二酸化炭素のような温室効果ガスの人為的な排出による影響を受けているとの認識で、意見が一致している。一定の不確実性がまとわりつくとはいえ、科学者の大半は、速やかな予防的行動が必要であると信じているのである。

気候変動に対する国際的、政治的対応は、UNFCCC 交渉で明確な形となった。1992 年に採択された UNFCCC は、気候システムに対する「危険な干渉」を避けるための、温室効果ガス大気中濃度安定化を目指した行動の枠組を設定している。UNFCCC は、1994 年 3 月 21 日に発効し、現在 186 の締約国を有している。

京都議定書 : 1995 年の第一回締約国会議(COP-1)では、気候変動と戦う努力を強める合意に達することを任務とするベルリンマニフェストアドホックグループが結成された。1997 年 12 月の日本の京都での COP-3 で頂点に達した厳しい交渉の末、参加者は、先進国および市場経済移行国が一定量の排出目標達成を約束するという UNFCCC 下の議定書で合意した。UNFCCC では附属書 I 締約国として知られるこれら(削減目標約束 訳注)諸国は、2008 年から 2012 年の間(第一約束期間)に、6 つの温室効果ガスの排出量全体を 1990 年度の水準より少なくとも 5%削減し、それぞれの国により異なる特定目標を持つことで約束した。この議定書はまた、附属書 I 締約国がそれぞれの国内目標を費用効果のある形で達成するのを助けるため、3 つのメカニズム 排出量取引システム、附属書 I 締約国間での排出削減プロジェクトの共同実施(JI)、非附属書 I(開発途上国) 締約国で

のプロジェクトを奨励するクリーンな開発メカニズム (CDM) を設定した。

これらの排出削減をどう達成するのか、また各国の努力をどう計算し、評価するのかに関する規則と運用上の詳細の大半を決定することは、その後の会議に回された。議定書が発効するには、UNFCCC の締約国 55 カ国が批准する必要があるが、これには 1990 年時点での二酸化炭素排出量全体の少なくとも 55% に相当する附属書 I 締約国が含まれていなければならない。これまでのところ、74 の締約国が議定書を批准しており、これには全部の二酸化炭素排出量の 35.8% に相当する附属書 I 締約国 21 カ国が含まれている。

ブエノスアイレス行動計画：1998 年 11 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで会合した COP-4 で、締約国は、議定書の運用上の詳細に関する合意達成と、UNFCCC 自体の実施強化に向けたスケジュールを設定した。ブエノスアイレス行動計画として知られる決定書(BAPA)で、出席者は、合意に達する最終的な会合は COP-6 とすることで合意した。議定書関連で解決を必要としていた重要問題には、メカニズム、締約国の遵守を評価する体制、各国の排出量と排出削減を計算する方法、が含まれていた。炭素吸収でのクレジット発生国に対する規則も扱われなければならない。UNFCCC 下での解決を必要とする問題には、キャパシティ・ビルディング、技術開発と技術移転、気候変化の悪影響、または先進工業国が気候変化と闘うためにとる行動に対応した、特に脆弱な開発途上国への支援といった問題が含まれていた。

COP-6 で合意の基盤を築くのを助けるため、1999 年から 2000 年にかけて、数限りない公式のそして非公式の会合や折衝がもたれた。しかし、COP-6 が近づくにつれ、主要問題での政治的立場で溝が残り、妥協の意志を示すものは少なかった。

COP-6 パート I：COP-6 および UNFCCC 補助機関の再開第 13 回セッションは、2000 年 11 月 13-25 日にオランダのハーグで開かれた。交渉の第 2 週に、オランダの住宅・空間計画・環境省の大臣である Jan Pronk COP-6 議長は、ハイレベルの非公式プレナリーセッションを行うことで、多くの異論ある政治的、技術的な問題での進展を容易にしようとした。

しかし 11 月 23 日木曜日の時点で、交渉はこう着状態のままとなり、Pronk 議長は打開を図るため、主要問題に関する議長案を含めたノートを配布した。36 時間ほどの熱の入った討議でも、交渉担当者たちは、合意に達することができず、特に困難であるのは、資金問題、メカニズム利用の補足性、遵守、および土地利用、土地利用の変化、森林 (LULUCF) であることが判明した。11 月 25 日土曜日の午後に、Pronk 議長は、出席者が合意に至らなかったことを発表した。締約国は、COP-6 を一時中断し、2001 年に作業を再開する意思を表明した。

COP-6 パート II への準備作業：COP-6 パート I の後、交渉を軌道に戻す努力の一環として何回かの会合と折衝がもたれた。Pronk 議長は、出席者が妥協にいたるのを助けるため、2001 年 6 月後半に統合交渉文書を提出した。しかし、一部の参加者が、COP-6 パート I 以来立場に変更はないとの意見を表明する一方、他の参加者は、LULUCF や CDM での吸収、および資金面といった問題での立場のへだたりが拡大している可能性があるとして示唆した。

COP-6 パート II へ向けた公式の準備作業に加えて、ハーグでの会議後、いくつかの政治的な展開があった。2001 年 3 月には、米政権が、議定書は米国経済に損害を与え、また開発途上国に対して排出目標の達成を求めておらず「致命的な欠陥がある」として、議定書を拒否した。

COP-6 パート II：COP-6 パート II と UNFCCC 補助機関の第 14 回セッションは、2001 年 7 月 16-27 日にドイツのボンで会合した。出席者は、主要文書での意見の相違を解決するため、7 月 16-18 日に非公開の交渉グループで会合した。7 月 19 日にはハイレベル・セグメントが始まり、参加者は、主要な懸案課題での「政治的」な決着達成へと努力することとなった。長時間の協議の末、Pronk 議長は、BAPA の基幹要素での合意をまとめた政治的な決定書案に対する議長案を提出した。しかしいくつかの締約国がこの政治的決定書を支持できると発表したにもかかわらず、遵守に関するセクションで意見の相違が表面化した。さらなる日数をかけた協議の末、閣僚たちは、遵守に関するセクションの改訂をつけた上で、この政治的決定書の原案採択を図ることで、最終的に合意した。この政治的決定書、あるいは「ボン合

意」と呼ばれるものは、2001年7月25日にCOPにより正式に採択された。

同決定書草案は、いくつかの主要問題で解決を見たが、メカニズムや、遵守、LULUCFに関する文章では、全ての括弧書きを取り除くことができなかった。決定「パッケージ」の中の全ての文章が完全ではないため、決定書草案の全文は、COP-7に回された。

COP-7:出席者は、2001年10月29日-11月10日に、モロッコのマラケシュで、COP-7とUNFCCC補助機関の第15回セッションを行った。主な目標は、COP-6のパートIおよびIIで未決のまま残されていた課題を終了させ、それにより3年間の交渉にピリオドを打つことであった。ボン合意は、出席者がその作業を終了させるために努める土台を提供した。

メカニズム、遵守、5条、7条、8条の下でのアカウントティング、報告、調査、そしてLULUCFに関する懸案事項の解決を試みるため、出席者は、10月30日から11月6日まで、交渉グループ、非公開の草案作成グループ、そして非公式折衝で、会合した。最後発途上国(LDCs)、非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)、WSSDへのインプットに関しても、同時進行で交渉がもたれた。

COP-7は、11月7日水曜日に、ハイレベル・セグメントを開始し、閣僚や高官たちは、結論完了に向け交渉をまとめることを目指した。長時間の二国間、および多国間の協議の後、LULUCF、メカニズム、議定書5条、7条、8条、そしてWSSDへのインプットに関するパッケージ取引が、11月8日木曜日の夕方に提案された。G-77/中国、EUを含めた大半の地域グループは、この取引を受け入れたが、アンブレラグループ(カナダ、オーストラリア、日本、ロシア連邦、ニュージーランドを含めた附属書I締約国による絆のゆるやかな同盟)は、メカニズムに関する資格要項やバンキングの可能性を含めた主要な意見対立分野でのコンセンサスに、加わらなかった。しかし、さらなる交渉の上で、LULUCFの原則の検討やCDMの下で吸収により発生する削減単位のバンキングに対する制限を含めた重要な要素について、パッケージ取引での同意がなされた。

最近の展開: COP-7以後、34の新たな締約国が議定書を批准した。これには日本と欧州連合の15の加盟

国家が含まれており、これら諸国は最近国連に批准書を届けている。他のいくつかの締約国も、批准プロセスに入っており、8月の持続可能な開発世界サミット(WSSD)までにその手続きを完了することが期待される。

1月17日に、Joke Waller-Hunter(オランダ)が、UNFCCCの新しいエグゼクティブセクレタリーに任命され、またRajendra K. Pachauri(インド)は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の新しい議長に最近任命された。

SB-16 報告書

科学的小および技術的助言のための補助機関(SBSTA)は、2002年6月5-14日に会合した。締約国は、様々な技術上、手法上の問題を検討するため、プレナリー、コンタクトグループ、非公式折衝で会合した。これらの会議の結果、次のものを含めたいくつかの問題についての決論書草案が採択された: IPCC第三次評価報告書(TAR)、附属書I締約国からの温室効果ガス目録の報告およびレビューのためのガイドライン、議定書5条(手法上の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報の検討)、共同実施活動(AIJ)、LULUCFのためのグッドプラクティスガイダンス作成、CDMの下でのLULUCF、技術移転、オゾン層保護の努力と気候変化での努力の関係、政策措置(P&Ms)、関連国際機関との協力、UNFCCC6条(教育、訓練、啓発)。これに加えて、参加者は、議定書2.3条(P&Msの悪影響)の実施、よりクリーンなまたは温室効果ガス排出が少ないエネルギーに関係した問題、UNFCCC4.6条(経済移行国に対する柔軟性)に基づくクロアチアの特種事情に関する提案での結論書の文章で意見の一致をみた。

実施のための補助機関(SBI)は6月10-14日に会合した。SBIの出席者は次の問題に関する結論書を採択した: 国別報告書、資金メカニズム、UNFCCC4.8条と4.9条(悪影響)の実施、最後進国専門家グループ(LEG)、キャパシティ・ビルディング、政府間会合の手配、管理上の問題と資金面の問題。締約国はまた、持続可能な開発世界サミット(WSSD)への準備作業について検討した。

中央アジア諸国、コーカサス、アルバニア、モルドバ(CACAM)からの要請と、LULUCFに関するクロアチアの提案は、SB-17に持ち越された。

科学的・技術的助言のための補助機関

SBSTA 議長の Halldór Thorgeirsson (アイスランド)は、6月5日水曜日に SBSTAs 第16回セッションの第一回会合を開催し、作業の焦点が議定書に関する交渉から、その実施の問題に移ったことを指摘した。UNFCCC エグゼクティブセクレタリーの Joke Waller-Hunter は、合計で74の締約国が議定書を批准しており、これは先進工業国の温室効果ガス総排出量の35.8%に相当すると述べた。

日本とEUは、最近の自分たちの批准に注目するよう求め、他の締約国にもこれにならうことを奨めた。ベネズエラは、G-77/中国を代表して、議定書に関する最近の焦点が、UNFCCCの課題の一部、特に開発途上国に関連するその無視を意味していると述べた。ロシア連邦は、議定書の批准に関する国内協議が、今年の年末までに完了するはずであると述べた。

組織上の問題：開会セッションで、出席者たちは、議題書(FCCC/SBSTA/2002/1とAdd.1)の採択を取り上げた。Thorgeirsson 議長は、両補助機関の議題に議定書2.3条(P&Msの悪影響)に関する項目を追加してほしいとの要請を指摘した。EUは、悪影響に関するCOP-7の決定書5/CP.7が2.3条も取り扱っていることを想起し、提案された項目が必要かどうか疑問を投げかけた。サウジアラビアは、締約国が議定書とUNFCCC問題に関する決定書は、別とすることで合意したことを述べた。同代表は、G-77/中国の支持を得て、この項目を議題に挿入することへの支持を述べたが、EUと、日本、オーストラリアはこれに反対した。

クリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関するカナダ提案について、G-77/中国は、この項目が暫定議題書で間違った表現をされており、この提案ではなく、この問題についてのワークショップの報告書を引用するべきであると、述べた。カナダは、暫定議題書が提案を正しく引用していると述べ、いくつかの附属書I締約国とウズベキスタンの賛意を得て、暫定議題書でのこの項目の表現保持を強調し、サウジアラビアはこれに反対した。

締約国は、協議の上、クリーンなエネルギーと2.3条に関する議題項目を一時停止とするとの議長提案に賛成した。Thorgeirsson 議長は、この議題書についてさらなる協議が重ねられると述べた。

6月11日火曜日に、Thorgeirsson 議長は、この問題についての協議が行われたことを告げ、クリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関する問題での改定項目、および議定書2.3条の実施に関係した問題についての改訂項目を含めた議題書を採用するよう、出席者に求めた。同議長は、後者の問題がSBI議題には載らないと述べ、出席者はこの議題書を採用した。

IPCC TAR

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第三次評価報告書(TAR)は、6月5日水曜日に、SBSTAで取り上げられたのに続いて、David Warrilow (英国)とRawleston Moore (バルバドス)を共同議長とするコンタクトグループでも取り扱われた。6月6-14日に開催されたコンタクトグループおよび非公式折衝の両方での無数の交渉の末、出席者は、決論書草案の文章で合意に達することができ、6月14日金曜日の午後にこれを採択した。

IPCC 議長の Rajendra K. Pachauri は、6月5日水曜日のSBSTA プレナリーで、TARに関するプレゼンテーションを行い、これに含まれる情報を十分活用するよう締約国に求め、また第4次評価報告書の作業が2007年に完了するはずであることを指摘した。多くの締約国が、TARでの結果を普及させることの重要性を強調した。中国、サウジアラビア、アルジェリアは、気候変化での歴史的責任と公平性の問題に関する追加作業を支持した。EU、スイス、スロベニアは、TARに含まれる情報が、気候変化でのさらなる行動を正当化するものであると述べ、ノルウェーは、2012年以後のより強力な排出削減と、より広範囲な参加についての議論を支持し、SBSTAが約束強化のプロセスを打ち出すよう、提案した。サウジアラビアは、科学的な不確実性からすると温室効果ガスでの危険な水準を決定することは不可能であると述べた。Thorgeirsson 議長は、この問題についての決論書草案作成のため、コンタクトグループが会合することを指摘した。

6月6日木曜日の最初のコンタクトグループ会議において、共同議長の Warrilow は、締約国に対し、IPCC TAR が SBSTA や他の UNFCCC 機関の作業にどう役立つかに焦点を当てるよう求めた。出席者は、地域影響や適応、UNFCCC6 条、研究、観測、そして科学上の不確実性を含めた、前日の SBSTA で提起された問題の討議から始めた。出席者は翌日には、決論書草案について議論し、討議は、締約国が提起した問題の共同議長リストをベースに、資金面の問題や議定書、適応、科学、組織化原則を含めて土曜日の朝まで続いた。

共同議長の Moore は、6月10日月曜日に、最新の決論書草案を提出した。締約国は、文章の段落ごとについて議論し、作業は翌日まで続いた。文章のさまざまな箇所で見解が表明され、その中には、TAR は UNFCCC の 2 条に規定される究極目標に長期的関連性をもつ情報を提供する、とした段落表現が含まれていた。この点について、マレーシアが、G-77/中国を代表して、緩和と適応のバランスを探る必要性に関する文章の削除を提案する一方、中国とサウジアラビアは、段落全体を削除を提案した。カナダ、EU、ノルウェー、日本、ロシア連邦、ニュージーランドは、文章を何らかの形で保持することを望み、議論は深夜まで続けられた。

6月12日水曜日には、非公式折衝が行われ、コンタクトグループは、同日夕方に、改訂文書案を検討するため再度会合を開いた。UNFCCC の目的に対する TAR の関連性に触れた段落は、「長期的な」関連性ではなく「一般的な」関連性とする形で改訂され、「2 条」を特定する引用は削除された。

Warrilow 共同議長は、6月13日木曜日の SBSTA プレナリーで、同グループの議論に関するブリーフィングを行い、6 回の公開の会議と 2 回の非公開の非公式折衝で「素晴らしい」進展があったと指摘した。しかし一部の段落は括弧書きのまま残されており、締約国は、現状での文章で合意に達することができず、サウジアラビアは、コンタクトグループでの採択プロセスに異議を唱えた。

さらに延長された非公式交渉の末、締約国は決論書草案を採択し、その後 SBSTA は金曜日の午後になってこれを採択した。採択の後、ニュージーランド

は「弱い」最終文書に対する失望を表明し、特に SBSTA-17 開始時の意見交換で合意することとなっていた段落の削除について、失望を表明した。Thorgeirsson 議長は、意見を一致させるプロセスが簡単ではないことを指摘し、この文書の成否は、どれだけ「概念上のインプットが」行われるかにかかっていることを示唆した。

SBSTA 結論書：TAR に関する結論書 (FCCC/SBSTA/2002/CRP.3/Rev.1) では、TAR に示された 3 つの広範囲な分野—科学的根拠、影響・適応・脆弱性、緩和—が指摘され、COP やその補助機関での審議への情報提供において「一般に、常時利用されるべきである」ことで合意した。この結論書では、SBSTA が定期的に検討する 3 つの予備分野として次のものをあげている。

- 研究と体系的な観測、これには国際的な研究プログラムとの相互交流の強化、温室効果ガスの大気濃度と強制力媒体に関するさらなる研究の必要性が含まれる。
- 気候変化の影響の科学的、技術的、社会経済的影響と、脆弱性、および適応
- 緩和の科学的、技術的、社会経済的要素

結論書は、TAR 統合報告書が、TAR の広範囲な要素を網羅していること、さらに締約国に対する一般的な関連性でも、より広範囲なクロスカッティングイシューを網羅していることを、指摘している。また結論書は、TAR が、UNFCCC の「最終目的、原則、一般条項」に関係する科学的、技術的、社会経済的要素の取り扱いにおいて、第二次評価報告書よりも大きく進展したと指摘している。しかし、この結論書は、多くの不確実性が存在していること、またさらなる研究が求められることを付け加え、UNFCCC の目的と条項に関連した問題では「広範囲な意見の相違」があるとの観察を述べている。

この結論書はまた：事務局に対して、TAR で推奨されている研究を SBSTA-17 で考慮するため、多様な研究機関を招くよう求め、締約国に対しては、研究での優先度に関する見解を 2002 年 8 月 20 日までに提出するよう求め、また締約国に対し、結論書で網羅されている問題と TAR の COP および補助機関と

の関連性の要素について、SBSTA-18 での検討のため、見解を 2003 年 1 月 31 日までに怠りなく提出するよう求めている。

手法上の問題

附属書 I 締約国からの温室効果ガス目録の報告とレビューに関するガイドライン：附属書 I 締約国からの温室効果ガス目録の報告とレビューに関する議題項目は、6 月 5 日水曜日の SBSTA で初めて取り扱われた。その後 Audun Rosland (ノルウェー) と Newton Paciornik (ブラジル) が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。同グループは、6 月 11 日火曜日に決論書草案に関する作業を完了し、この草案は 6 月 13 日木曜日に SBSTA により採択された。

6 月 5 日水曜日に、事務局は、SBSTA に対して、技術的レビュープロセスでの関連提案と経験の概要 (FCCC/SBSTA/2002/5; FCCC/SBSTA/2002/2) を提出した。同事務局代表は、レビュープロセスが、より完全に透明性のあるガイドラインの確立を目指すものであると述べ、次の必要性に焦点を当てた：共通の報告様式によるガイドラインの改善；報告草案の目的のより良い定義づけ；文献の査読者による新しい概念の取り入れ；レビュープロセスのタイミングと時間の長さの検討。これらの問題を検討するため、コンタクトグループが作られた。

このコンタクトグループは、ガイドラインに対する EU と米国の技術提案を組み込んだ共同議長提案のワーキングペーパー草案とその附属書 (FCCC/SBSTA/2002/2/Add.1-3) を検討するため、6 月 6 日木曜日に会合した。主要な排出源分類の決定、品質保証 / 品質管理、そして再計算に関係した文章では、合意に達した。

6 月 7 日金曜日に、締約国は、報告ガイドラインの文章での共同議長改定案、共通報告様式 (CRF) の表、木曜日からの保留事項について聞くため、コンタクトグループでの再会合を行った。カナダは、報告書での不確実性について、定量化され、報告されるべきだが、締約国間同士のデータを比較する CRF ではその必要はないと述べた。ペルーは不確実性を含めることを提案し、その一方米国は不確実性を各国の目録報告 (NIR) に入れるべきであると述べた。中国は、

CRF の表には特定の重要な排出源分類が含まれているとして、米国提案に反対し、不確実性が全ての分類をカバーすることを提案した。共同議長の Rosland は、各締約国に対し、土曜日朝までに保留事項に関する結論に達するよう求めた。サブグループは、CRF の表 (FCCC/SBSTA/2002/2/Add.3) について検討するため、夕方に会合したが、主要排出源での不確実性をめぐって意見の相違が再燃した。

6 月 8 日土曜日には、NIR で提案されている構造に議論が集中し、ガイドラインでの「shall」と「should」の使い時、1995 年を議定書 3 条 8 項 (HFCs、PFCs、SF6 の基本年度) 規定によるベースラインとすると選択した締約国に、ガイドラインをどう適用するか、焦点が当てられた。

コンタクトグループは、6 月 10 日月曜日の午後と夕方のセッションで会合し、出席者は、報告およびレビューガイドライン (FCCC/SBSTA/2002/2/Add.1) の利用経験を評価するための専門家会合による報告で取り扱われている手法上の問題を考察した。

夕方には、共同議長の Rosland が、技術的な折衝により、排出源の分類や CRF の表といったいくつかの保留事項を解決したと、報告した。締約国はその後、報告ガイドラインや、手法問題附属書について再検討し、折衝は夜遅くまで続けられた。

6 月 11 日火曜日に、コンタクトグループは作業を完了した。締約国は、次を含めた共同議長によるワーキングペーパー原案への改訂に合意した：一般的アプローチでの問題；年次目録の当初の検査範囲；統合ならびに評価報告書；タイミング；個々の年次目録のレビュー。

6 月 13 日木曜日に、共同議長の Paciornik は、SBSTA 向けの決論書草案を提案し、改訂なしで採択された。

SBSTA 結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.5) で、SBSTA は、年次目録に関する UNFCCC 報告ガイドライン (FCCC/SBSTA/2002/L.5/Add.1)、条約の下での附属書 I 諸国温室効果ガス目録の技術レビューに関する UNFCCC ガイドライン改訂 (FCCC/SBSTA/2002/L.5/Add.2) を含めた、附属書 I 諸国国別報告書作成のためのガイドライン改訂につ

いて、2件の決定書草案をCOPに提起すると決定した。

結論書ではまた：

- 国内目録の報告や共通報告様式を含めた完成版の目録をまだ提出していない附属書I締約国に対し、可能な限り速やかに提出するよう促す、
- 締約国に対し、2003年からのレビュープロセスに向け、専門家が参加可能を確保することを促す、
- 事務局に対し、現在の2年予算の中で資金調達が可能ならば、温室効果ガス目録のデータベース、関連ソフトウェアやホームページの開発に資金を当てよう求める、
- レビューチームの専門家の専門分野を確保する必要性を指摘し、議定書8条(情報の検討)(決定書23/CP.7)規定の類似事項と共に機密データの扱いをSBSTA-17で検討すると決定する。

議定書5条、7条、8条規定のガイドライン：SBSTA-16出席者は、6月5日水曜日のプレナリーセッションで、議定書5条、7条、8条のガイドラインについての問題を、Helen Plume(ニュージーランド)とFestus Luboyera(南アフリカ)を議長とするコンタクトグループで取り上げる前に、検討した。このコンタクトグループは7回会合し、6月13日木曜日にSBSTAで採択された決論書草案を作成した。

6月5日水曜日のSBSTAプレナリー開会にあたり、Thorgeirsson議長は、SBSTA-16でカバーされるべき5条、7条、8条関連の次の問題に焦点をあてた：COP-7で結論づけられていない7条と8条規定のガイドラインの章で、割当量および国内登録簿の報告やレビュー、そしてメカニズム利用資格回復のためのレビュー促進手続を含めたもの；実証可能な進展のレビューでの技術的側面；機密情報の取り扱い。Audun Rosland(ノルウェー)は、5.2条での調整に関するワークショップについて報告し、Murray Ward(ニュージーランド)は、7.4条での登録簿用技術基準

に関するセッション間折衝について報告した。その後この問題は、コンタクトグループにかけられた。

6月6日木曜日に、このコンタクトグループは、メカニズムの資格回復のレビューについて議論を開始し、その後のいくつかの会議でも議論を続けた。また小規模草案作成グループも、特にレビューの時間枠に焦点を当てて会合した。

6月8日土曜日に、ブラジルは、G-77/中国を代表して、7条と8条の保留部分に関する作業と、CDMの下でのLULUCFに関するグループの成果との結びつきを強調した。3.2条規定の実証可能な進展に関するCOP-8決定書草案も、その後で検討された。G-77/中国と小島嶼諸国同盟(AOSIS)は、進展の評価に関する懸念を強調した。出席者は、締約国に対し、P&Msでの作業を組み込んだ進展を報告するよう求めるG-77/中国提案の文章で合意した。

6月12日水曜日に議論した決論書草案について、G-77/中国は、CDMの下でのLULUCFを含めた定義と規則の作成プロセスでの結果に基づき、SBSTAが、ガイドラインの保留部分をさらに推敲することで合意した、とする新しいパラグラフの追加を提案した。長時間の議論の末、締約国は、CDMの下でのLULUCFに関する作業がガイドラインの保留部分に与える意味合いがあるとするとするならば、それを後日の段階で検討することで妥協した。SBSTAは、6月13日木曜日にこの結論書を採択した。

SBSTA 結論書：議定書5条、7条、8条規定のガイドラインに関する結論書(FCCC/SBSTA/2002/L6とAdd.1)は：

- 議定書2.3条規定の実証可能な進展に関する情報を、どう提出し、評価するかについてのCOP-8決定書草案を送致する；
- SBSTA-17のタイミングでの合意のため、メカニズムの利用資格回復に関するレビュー促進についての文章が付属書として含まれる、第二の決定書草案を送致する；
- COP-8での採択の見地から、7条と8条のガイドラインでの保留部分に関する作業を継続し、締約国に対して8月1日までにその

見解を提出するよう求めることで合意する；

- CDM の下での LULUCF に関する作業の影響があるとするなら、それを検討する必要があることで、合意する；
- 5.2 条規定の調整に関する作業に注目し、事務局に対して、事例研究を行うとともにこの問題でのワークショップを企画するよう求め、また締約国に対しては見解を提出して、調整の手法に関する作業を行うよう求める。

結論書はまた、COP-9 での検討のため、手法に関する技術ガイダンスを完成させることを目指すと決定する。結論書は、機密情報の扱いに関する技術ペーパーに注目し、締約国に対し専門家レビューチーム (ERT) メンバーへの訓練に関する見解の提出を促し、登録簿での技術基準に関する進行中の作業に注意を向ける。

共同実施活動(AIJ):パイロットフェーズでの共同実施活動 (AIJ)の問題は、6月5日水曜日に SBSTA で取り上げられ、それに続いて Mamadou Honadia (ブルキナファソ) Sushma Gera (カナダ)を共同議長とするコンタクトグループで扱われた。このコンタクトグループは、正式には2回、非公式では1回会合し、COP-8 決定書草案が含まれる付録書付きの決論書草案およびパイロットフェーズでの AIJ のための統一報告様式(URF)で合意された改定案を承認した。この結論書は6月13日木曜日に SBSTA で採択された。

6月5日水曜日に、Thorgeirsson 議長は、パイロットフェーズを継続し、SB-16 の前に URF 改定案に関するワークショップを開催するとして COP-7 決定書 8/CP.7 (FCCC/SBSTA/2002/INF.9)を指摘した。参加者は、その上で6月2-3日にボンで行われたワークショップと、パイロットフェーズでの経験に関する締約国の提出書類のまとめ (FCCC/SBSTA/2002/MISC.2)を含めたその他の関連文書について、ブリーフィングを受けた。ケニアは、G-77/中国に代わり、プロジェクトの地理的分布が、特にアフリカにおいて、改善されるべきであると述べた。この問題をさらに検討するためコンタクトグループが作られた。

同日遅くに、このグループは、URF 改定案 (FCCC/SB/2000/6/Add.1)を検討し、草案でのいくつかの章での提案を承認するため、会合した。このグループは、6月7日金曜日に作業を終え、AIJ プロジェクトのまとめ、資金、附属書草案の承認に関する章でのいくつかの改訂で合意した。非公式折衝の後、参加者は、相互に合意した評価手続きを採択し、改訂 URF を用いて提供される内容は、「情報目的のみであり... (中略) ...その基となる概念を採択するものとして解釈されるべきでない」ことを明確にする文章を、冒頭に挿入した。締約国は、SBSTA での検討のため決論書草案ならびに、COP-8 決定書草案を承認してその作業を終えた。決定書草案と URF 改定案を含めた付録書付きの結論書は、6月13日木曜日に、SBSTA で採択された。

SBSTA 結論書：AIJ に関する結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.2)は、COP-8 決定書草案を提案し、改訂 URF で合意しており、両者とも FCCC/SBSTA/2002/L.2/Add.1 に含まれる。決定書草案は、改訂 URF を採用し、AIJ 参加の締約国に対してその利用を促している。

LULUCF でのグッドプラクティスガイダンスとその他の情報：LULUCF のためのグッドプラクティスガイダンスの作成の件は、6月6日木曜日に取り上げられた。IPCC は、その LULUCF 作業プログラムについて報告し、最近のタスクフォース会議とこれからの年度の作業計画を示した。国連食糧農業機関 (FAO) は、IPCC、国際林業研究センター(CIFOR)、森林研究機関国際連盟(IUFRO)との共同企画である、2002年1月の、多様な利害関係者用森林関連定義づけでの協調に関した専門家会合からの結論書を提出した。同代表は、この会議での提案が次のものであったことを強調した：普遍的に受け入れられる定義を検討するべきである；新しい定義を作る前に、既存の定義を承認し、採択するべきである；FAO の現在の定義は、議定書 3.3 条と 3.4 条(LULUCF)とも一般的に相容れるものである；定義は、一部の土地利用や森林の状況とは相容れない。Thorgeirsson 議長は、同議長が関係締約国と協議してこの問題についての決論書草案を作成すると述べた。同決論書草案は、6月13日木曜日の SBSTA プレナリーで、改訂なしに採択された。

SBSTA 結論書： 結論書草案(FCCC/SBSTA/2002/CRP.2)は：IPCCでのLULUCFのグッドプラクティスガイダンス作成における進展を歓迎し、COP-9までにこの作業の完成を間に合わせることの重要性を強調し；IPCCに対し、FAOとその作業を継続し、森林の劣化と他の植生タイプの後退に関する定義作成において、そのプロセスからのインプットを検討するよう、奨励する。

CDMの下でのLULUCF： SBSTA-16は、この議題を6月6日木曜日のプレナリーセッションで検討し、この問題を、Karsten Sach(ドイツ)とThelma Krug(ブラジル)を共同議長とするコンタクトグループに委託した。同コンタクトグループは4回会合し、6月13日にSBSTAで採択された結論書草案を作成した。

6月6日木曜日に、Thorgeirsson議長は、SBSTAに対し、COP-7では、COP-9での採択に向け、第一約束期間中、CDMの下で新規植林と再植林活動を含めるための定義と規則を、下記を考慮の上、作成することが求められていると伝えた：非永久性；追加性；リーケッジ；不確実性；社会的経済的および環境上の影響；マラケシュ合意で合意されたLULUCFの指導原則。事務局は、CDMの下でのLULUCFに関するTORと作業課題の草案を作成した、4月7-9日のイタリア、オルピエトでのワークショップに焦点を当てた。EUは、議定書3.3条と3.4条(LULUCF)で合意された定義に基づくことへの支持を表明した。この項目は、コンタクトグループに委託された。

このグループは、TOR草案を検討するため、同日遅くに会合した。ブラジルはG-77/中国に代わり発言して、ワークショップからのTOR草案と作業課題が、交渉の土台となるだけであることを強調し、中国は、さらなる意見の交換を呼びかけた。EU、カナダ、日本、ウルグアイ、コスタリカ、ニュージーランドは、作業課題を現状のまま用いることを望み、作業日程がきついことを強調した。締約国は、作業プログラムに関する最初の意見交換を行った。G-77/中国は、LULUCF指導原則の関連性、特に非永久性での関連性を強調した。ブラジルは、5条、7条、8条とCDMの下でのLULUCFとのつながりを強調した。

6月7日金曜日に開かれた午後と夕方のセッションで、共同議長のSachは、TOR改定案と作業課題を提起した。参加者は、G-77/中国が提案した、CDM

の下でLULUCFを含めるための定義と規則作成にあたり、アカウントティング、報告、レビューの面をどう考慮するかを、議論した。カナダは、グループの委託範囲を超えての動きに注意をした。

G-77/中国は、アカウントティング、報告、レビュー面での規則について、異なるオプションに関するペーパーをまとめることを提案したが、EU、カナダ、日本は、これらの問題を他のオプションペーパーと統合することを望んだ。作業課題について、中国は、作成に時間をかけられるようにするため、締切日を先へ進めるよう提案し、マレーシアは、規則作成前での意見交換の必要性を強調した。

6月8日土曜日に、締約国はTOR草案と作業課題に関して合意した。定義に関して、締約国は、「再植林」の定義に基づく基本年度を1989年から1999年に変更するとのカナダ案について意見を交換したが、合意にはいたらなかった。

出席者は、6月13日木曜日のSBSTAプレナリーで、この結論書を採択した。ツバルは、新規植林と再植林の定義に関してSBSTAが合意できなかったことへの失望を表明し、これらの定義は、COP-7決定書11/CP.7で採用されたものであることを指摘した。同代表は、この決定の議論が再開されるなら、議定書3.3条と3.4条に基づく新しい定義を提案すると述べた。

SBSTA 結論書： CDMの下でのLULUCFに関する結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.8)は、セッションの前に開催されたCDMの下でのLULUCFに関するワークショップへの謝意を表し、TORと作業プログラム(これら結論書の附属書に含まれる)で合意し、CDMの下でのLULUCFに関わる定義と規則についての作業を継続することで合意する。

技術移転

技術開発と技術移転に関する議題項目は、6月6日木曜日にSBSTAで取り上げられ、6月11日火曜日にも再度取り上げられた。Terry Carrington(英国)とPhilip Gwage(ウガンダ)を共同議長とする非公式折衝に引き続き、締約国は、6月13日木曜日のSBSTAプレナリーで結論書草案を採択した。

6月6日木曜日に、SBSTA 議長の Thorgeirsson は、技術移転に関するいくつかの関連報告書 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.12 および FCCC/SBSTA/2002/INF.6 と INF.7) に注意を促し、and invited 議長 of the on 技術移転 (EGTT) に関する UNFCCC 専門家グループの議長である Jukka Uosukainen (フィンランド) に対し、COP-7 決定書 4/CP.7 によるグループ設立以来の活動について、出席者にブリーフィングするよう求めた。EGTT 議長の Uosukainen は、準備会合が4月に行われ、これに続いて第一回の正式会合が6月3日に行われたことを指摘した。EGTT 副議長の William Kojo Agyemang-Bonsu (ガーナ) は、6月8日に行われた EGTT の第二回正式会合について、6月11日火曜日の SBSTA で報告し、2002-03年での EGTT 作業プログラム案を提出した。これらの事項は、その後非公式折衝で取り上げられた。

6月13日木曜日に、Carrington は、SBSTA プレナリーでこれらの折衝についてのブリーフィングを行い、関連する決論書草案の文章で合意にいたったこと、EGTT に関する議論が作業プログラムでのいくつかの修正を生み、これは決論書草案の付せられることを指摘した。締約国はこの結論書を採択した。

SBSTA 結論書：技術移転に関する結論書

(FCCC/SBSTA/2002/L.9) は、北京とソウルで開催された2つの最近のワークショップでの報告書に謝意を示した。同書は、EGTT の 2002-2003 年作業プログラムを、附属書に含まれるとありで採択し EGTT に対して、その作業の実施にあたっては、各締約国の見解そして関連する IPCC 報告書を考慮に入れるよう、求め SBSTA-17 での簡単な進展報告を要求した。同結論書はまた、地球環境ファシリティー (GEF) に対し、SBI を通して、資金援助の状況に関する情報を SBSTA-18 で提出するよう求めた。同書は、事務局に対する次の要求で締めくくられている：技術情報システムを一般に利用可能にするアウトリーチプログラムを立ち上げる；システムを最新のものと維持する；システムの効果性を評価し、これについて SBSTA-19 で報告する；GEF、UNDP、その他の関連組織やイニシアティブと協力して、技術的なニーズ評価の手法に関する簡単なハンドブックを作成し、これについて SBSTA-18 で報告する。

オゾンと気候における努力の関係

出席者は、6月7日金曜日の SBSTA プレナリーでこの議題を検討した。Thorgeirsson 議長は、ハイドロフルオロカーボン (HFCs) とパーフルオロカーボン (PFCs) のオゾン層破壊物質代替品としての利用を含め、これらの排出を制限するのに可能な方法や手法、そして利用可能な情報を要求した COP-5 決定書 17/CP.5 を、想起した。Richard Bradley (米国) は、6月13日木曜日に、この問題について同氏が行った非公式折衝に関して SBSTA プレナリーへのブリーフィングを行い、バランスのとれた情報パッケージの価値と、SB-17 で COP-8 決定書草案を提出するプロセスについて、合意したことを指摘した。同代表は、SBSTA に対し、文章の中での「附属書 I」締約国に特に関係した引用を改訂するとの G-77/中国の提案を除き、合意に達したことを伝えた。この提案に関するさらなる非公式折衝の後、妥協がはかられ、SBSTA は改訂された決論書草案を採択した。

SBSTA 結論書：オゾンと気候の努力の関係に関する結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.12) は、とりわけ、オゾンと気候の努力の関係に関する提出書類に注目し、この点でバランスのとれた科学的、技術的そして政策関連の情報パッケージを作成することの重要性を指摘し、IPCC とモントリオール議定書の技術的・経済的評価パネルに対して、そのようなパッケージを提供するためのガイダンスを与えるよう求めた。

政策措置での「グッドプラクティス」

政策措置 (P&Ms) での「グッドプラクティス」の問題は、6月6日木曜日に SBSTA で取り上げられ、これに続いて Pierre Giroux (カナダ) と Suk-Hoon Woo (韓国) を共同議長とするコンタクトグループで取り扱われた。このコンタクトグループは6月7-12日に4回会合し、6月13日木曜日に SBSTA により採択された決論書草案を作成した。

6月6日木曜日に、Thorgeirsson 議長は、SBSTA プレナリーに議題項目を提出し、SBSTA-16 に対し P&Ms での「グッドプラクティス」の作業をすすめる更なる活動および2001年10月に開かれた P&Ms に関するワークショップの報告書 (FCCC/SBSTA/2001/INF.5) を検討するよう求めた COP-7 決定書 13/CP.7 に焦点を当てた。同議長は、また可能性あるさらなる行動についての締約国の最近の提出資料 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.7) にも留意

した。いくつかの締約国は、適切な P&Ms を決定するための各国の状況が重要であることに、焦点を当てた。EU は、議定書 2.1(b)条(P&Ms での協力)の適切な実施を確保するための作業プログラムを呼びかけ、サウジアラビアは、G-77/中国に代わり、附属書 I 締約国の P&Ms が開発途上国に与える影響を最小限にする必要性を強調した。この問題をさらに検討するため、コンタクトグループが作られた。

このコンタクトグループは、6月7日金曜日の夜に会合した。共同議長の Giroux は、COP-7 決定書実施をどう進めるかについてのインプットを求めた。いくつかの締約国は、情報交換と経験の共有の価値を強調した。オーストラリアと米国が、最近のワークショップを含めた利用可能な情報検討のための情報在庫管理実施を支持する一方、AOSIS は、情報交換や、政策策定プロセスの調査、部門別分析の継続に賛同した。

翌日の午後、共同議長の Woo と Giroux は、前夜に提起された問題を記載する表を含めた 1 頁の書類を提出した。この表には、COP-7 決定書の下でとられた活動の初期の結果、および活動の枠組みを検討する表題が含まれている。締約国は、この表の修正または追加の提案を行い、共同議長の Giroux は、これらのコメントを基に決論書草案が作成されると述べた。

このグループは 6月11日火曜日に再度会合し、共同議長の決論書草案を検討した。G-77/中国は、P&Ms でのグッドプラクティスが附属書 I 締約国に適用されることを強調し、文章の適当な箇所にこの記述を挿入することを提案した。P&Ms での作業推進のためのさらなるステップを検討する「行動の枠組み」で合意した文章について、米国は、さらなるステップの検討についての引用を「決定書 13/CP.7 の実施」に限ることを提案した。EU、サモア、ニュージーランド、オーストラリア、日本は、原案のより広範囲な記述またはその変形を望んだ。

6月12日の最終会合で、このグループは、文章のさらなる修正を検討した。締約国は、さらなるステップという言葉で妥協することに合意し、EU その他の支持する「行動の枠組み」という記述を保持する一方、米国の要求するとおり、この枠組みの要素としての「徹底した」情報共有という考えを削除した。

6月13日木曜日に、共同議長の Giroux は、このコンタクトグループが、原則についての G-77/中国提案パラグラフを除き、決論書草案で合意に達したことを、SBSTA に報告した。さらなる折衝の末、妥協にいたって、決論書草案は、同日夕方、修正どおりに採択された。

SBSTA 結論書：P&Ms に関する結論書

(FCCC/SBSTA/2002/L.10)は、SBSTA 議長に対し、P&Ms での「グッドとベストプラクティス」で執り行われる活動の初期結果について意見を交換するため、SBSTA-17 に続いて、セッション間折衝を企画するよう求めている。これら決論書は、決定書 13/CP.7 実施における附属書 I 締約国によるさらなるステップを決めるための枠組みで合意している。この枠組みには次の 3 つの要素が含まれる：一般的な情報の共有化；全ての関連部門およびクロスカテゴリーや手法上の問題を網羅する、専門分野別の情報共有；関連する国際および政府間組織からの情報。

この結論書はまた IPCC を含めた関連組織に対し、SBSTA-17 およびその後のセッションで状況報告を提出するよう求めている。最後に、これら結論書は、締約国に対してさらなるステップ決定の「枠組み」と初期結果を検討する要素について見解の提示を求め、SBSTA-17 でさらなるステップを検討することで合意している。

国際機関との協力

関連国際機関との協力に関する議題項目には、科学機関、国連機関、その他の条約に関する 3 つの副項目が含まれる。SBSTA のプレナリーは、6月6日木曜日に、科学機関や国連機関との協力問題を取り上げ、同日に非公式折衝を開始した。SBSTA は 6月7日に他の条約との協力という副項目を取り上げた。

SBSTA 6月13日木曜日に、科学機関および他の条約との協力に関する結論書を修正なしに採択し、また国連機関との協力に関する決論書草案について議論し、最終的には修正つきのこの採択を、6月14日金曜日まで延期した。

科学機関との協力：6月6日木曜日の SBSTA 会合で、締約国は、COP-5 で採択された気候モニタリング原

則実施の緊急性で、意見の一致をみた。Sue Barrell (オーストラリア)と David Lesolle (ボツワナ)を共同議長とする非公式 コンタクトグループがその午後 15時に会合した。キャパシティ・ビルディングの必要性に関する議論の後、共同議長は、地球気候観測システム (GCOS)向けガイダンスに関する決定書草案を作成するため、散会した。非公開にてさらなる非公式議論が行われた。結論書は、6月13日木曜日に修正されることなく採択された。

SBSTA 結論書：科学機関との協力に関する結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.3)は、地域ワークショップから提起された行動計画の実施の緊急性を指摘し、附属書I 締約国に対して、地球モニタリングシステム関係で優先度の高い懸念事項を検討ことへの支援に、貢献するよう求めている。

国連機関との協力：6月7日金曜日のSBSTA プレナリーで、EU、スイス、ツバル、ノルウェーは、事務局に対し、国際輸送からの排出に係る手法上の問題を探求し、その結果をSB-17で報告するよう、求めることを提案した。この提案には、オーストラリア、米国、サウジアラビアが反対した。Thorgeirsson議長は、同議長が国連機関との協力に関する決論書草案を作成すると述べた。

結論書は、6月13日木曜日に、SBSTA プレナリーへ提出された；しかし締約国は、国際輸送からの排出に係る手法上の問題を検討する時間枠組みで合意できなかった。さらなる折衝の末、この問題に関する修正結論書が、6月14日金曜日に採択された。

SBSTA 結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2002/CRP.4/Rev.1)は、国際輸送からの排出に係る手法上の側面をSB-18で検討することを決めている。

他の条約との協力：この問題は、6月6日木曜日のSBSTA で簡単に取り上げられ、その後 Clare Breidenich (米国)と Yvette Munguia de Aguilar (エルサルバドル)を共同議長とする非公式の 非公開折衝で取り扱われた。この結論書は、6月13日木曜日に採択された。

SBSTA 結論書：SBSTA 結論書 (FCCC/SBSTA/2002/L.4)は、UNFCCC、生物多様性条約(CBD)、国連砂漠化防止条約(UNCCD)、の共同連携グループの任務

を再確認し、UNFCCC、CBD、UNCCDでのクロス Cutting主題分野をSB-17で検討することで合意し、と同時にワークショップに委託条件を提案することを視野に入れる。

6 条

UNFCCC 6条(教育、訓練、啓発)は、6月7日金曜日のSBSTA プレナリーで取り上げられ、その後 Jean-Pascal van Ypersele (ベルギー)と S. N. Sok Appadu (モーリシャス)を共同議長とするコンタクトグループで取り上げられた。COP-8で検討される括弧書きつきの決定書草案に留意する結論書が、修正の上、6月13日木曜日のSBSTA で採択された。

と同時に締約国は、6月7日金曜日のプレナリーで、最近開催された6条活動に関する作業プログラム作成のためのワークショップの報告書 (FCCC/SBSTA/2002/INF.10)について議論した。マレーシア、セネガル、ナンビア、ブラジル、エリトリアは、6条の活動が国主体のものである必要性を強調した。

金曜日午後15時に開かれた本コンタクトグループの第一回会合で、締約国は、作業プログラム草案を明確化する共同議長の作業に指針を与える主要な言葉と概念を提案した。締約国はまた、作業プログラムへの目的およびその優先度の可能性について議論した。

同コンタクトグループの第2回会合は、6月10日月曜日に開催され、カナダは、6条作業プログラムに関する決定書草案の論議をSB-17まで延期し、締約国がその可能な影響を評価するのに十分な時間を与えることを、主張した。GEFの代表は、資金源に関する表現を慎重に検討することを求めた。折衝は、夜遅くまで続いた。

6月12日水曜日に、同コンタクトグループは、決定書草案を論ずるには不十分な時間しか残されていないことで合意し、決論書草案のパラグラフごとの議論のみを行った。締約国は、「資金源の利用可能性」そして/または4.7条(技術移転)を考慮した作業プログラムの必要性で合意できず、決論書草案でのこれらの項目に関する記述は、削除された。

6月13日木曜日に、決論書草案がSBSTA プレナリーに提出された。共同議長の van Ypersele は、将来の作業について、締約国に対し、作業プログラムに関する締約国の見解を、SBSTA-17でのさらなる検討およびCOP-8での採択の可能性のため書類にまとめるべく、8月20日までに提出することが求められている、と述べた。ボツワナは、G-77/中国に代わり、各国の状況と資源の利用可能性を考慮した作業プログラムの必要性を再確認する、結論書への修正を提案した。SBSTA は、修正された結論書を採択した。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.11 と Add.1)は、作業プログラムの必要性を再確認し；事務局に対し、6条活動の情報収集センターの可能性について、報告書を作成するよう要請し；6条の活動に関係する附属書I 締約国からの国別報告書用のガイドラインレビューを考慮する必要性に留意し；SBI に対し、6条の作業プログラム実施への資金援助および技術援助の問題を、SB-17で検討するよう求め；さらなる議論のため、COP-8に送られる6条のための作業プログラムに関し、括弧書きの決定書草案に留意する。

その他の問題

クロアチアの提案：6月7日金曜日に、SBSTA は、UNFCCC 4.6条(経済移行国のための柔軟性措置)の規定におけるクロアチアの特事情を考慮した。締約国は、同国の温室効果ガス目録の基本年度を1990年から1991年に調整するとのクロアチア案を取り上げた。クロアチアは、11カ国セントラルグループ(CG-11)の支持を得て、その特殊な状況を強調した。EU は、4.6条の実施が、議定書の完全性を損なうものであってはならないと述べ、ウガンダは、決定が前例を作ることを注意した。Jim Penman (英国)が非公式折衝を行い、SBSTA は6月13日木曜日にこの問題に関する結論書を採択した。

SBSTA 結論書：この結論書(FCCC/SBSTA/2002/L.7)は、4.6条規定の柔軟性措置について、SBI の第17回セッションへの提起を念頭に、SBSTA の次回セッションでさらに検討されるべきであるとしている。

クリーンなまたは温室効果ガスの排出が少ないエネルギー：SBSTA は、6月11日火曜日のプレナリーセッションでこの問題を取り上げ、決論書草案は、

6月13日木曜日に採択された。Thorgeirsson 議長は、クリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関するワークショップ報告書(FCCC/SBSTA/2002/INF.8)に出席者の関心を求めた。カナダは、同国が第一約束期間に輸出するクリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーにより得られる地球規模環境便益と等しく、二酸化炭素換算で年間7千万トンを超えない分だけの割当量ユニット受け取りを認めるとの決定書草案を提案し、G-77/中国、EU、CG-11、ノルウェーは、これに反対した。(FCCC/SBSTA/2002/MISC.3/Add.1)

多くの締約国が、カナダのクリーンなエネルギー輸出は「ビジネスアズユージュアル」を成すものであると決め付け、提案された決定が前例を作ることになる影響の可能性、その法的な根拠、そして附属書I 締約国による排出削減へのインセンティブに与える影響可能性を問題とした。EU は、マラケシュ合意が各国の状況を考慮していると観測し、ツバルは、この提案がクリーンでないエネルギーの貿易を考慮していないことを指摘した。ロシア連邦は、同国もクリーンなエネルギーを輸出していることを指摘し、この問題でのさらなる議論に関心を寄せた。サウジアラビアは、提案された決定書草案の考察を手法上の問題や法的な問題が解決されるまで、進めないことを提案し、ワークショップやIPCCの評価を企画する提案を行った。カナダは、ニュージーランドや、日本、ロシア連邦と共に、締約国が提案された決定書草案についてCOP-8でさらに議論することを提案した。Thorgeirsson 議長は、折衝を行い、6月13日木曜日に決論書草案を提出し、これは修正なしに採択された。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2002/CRP.5)の中で、SBSTA は、クリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関係する問題について提案されたアプローチを検討し、またワークショップの報告書も留意し、SB-17でもこれらの問題の考察を続けることで合意している。

議定書 2.3 条：この問題は、6月11日火曜日のSBSTA で取り上げられた。サウジアラビアは、附属書I 締約国のP&Msによる悪影響を扱った議定書2.3条の重要性を強調し、この問題に関するワークショップを求めた。同代表は、この条項と、同代表の言では附属書I 締約国の約束実施から生じる悪影響を扱っ

ているとされる議定書 3.14 条との違いを指摘した。日本は、事務局に対して対応措置の影響を最小限にすることの報告に関係したワークショップを COP/MOP-2 の前に企画するよう求めている COP-7 決定書(9/CP.7)を指摘し、EU とカナダの支持を得て、この決定書がサウジアラビアの懸念に対処していると述べた。サウジアラビア、リビア、クウェート、アラブ首長国連邦は、2.3 条専用の別なワークショップを行うべきであると述べた。

Thorgeirsson 議長は、締約国に対し、この問題について検討し、その見解を事務局に提出するよう提案した。同議長は、自身で非公式折衝を行うと述べた。締約国は、6 月 13 日木曜日にこの問題に関する結論書を採用した。

SBSTA 結論書：この結論書(FCCC/SBSTA/2002/CRP.2)で、SBSTA は、この問題の考察を SB-17 でも続けることで合意し、これには、可能性あるワークショップのタイミングと要素、そして SB-19 前での最初のワークショップ開催の可能性に関する必要性が含まれている。この結論書は、事務局に対し、附属書 I 締約国による第三次国別報告書の中での附属書 I 締約国の P&Ms に関する情報をまとめる中で、2.3 条を考慮するよう求めている。

SBSTA プレナリーの閉会

6 月 14 日金曜日の 午後、締約国は、SBSTA-16 の報告書(FCCC/SBSTA/2002/L.1)を採用した。Thorgeirsson 議長は、出席者、共同議長、事務局に謝意を表明し、ニューデリーでの全員との再会を待ち望んでいると述べた。同議長は、閉会の槌をならし、会議は午後 2 : 45 分に終了した。

実施のための補助機関

SBI 議長の Raúl Estrada-Oyuela (アルゼンチン)は、6 月 10 日月曜日に SBI-16 の第一回会合を開催した。UNFCCC エグゼクティブセクレタリーの Joke Waller-Hunter は歓迎の挨拶の中で、実施が焦点となっていることを強調し、この意味での SBI の役割の重要性を指摘した。

組織上の問題：6 月 10 日月曜日に、締約国は議題書(FCCC/SBI/2002/1 と Add.1)を検討した。カナダは、

6 月 5 日水曜日の SBSTA 開会の際に指摘したとおり、議定書 2.3 条の実施に関する議題項目の状態での不確実性を提起した。G-77/中国は、この項目を議題書に含めることへの支持を表明したが、EU と日本はこれに反対した。

米国は、「UNFCCC プロセスの透明性」と題する追加の議題項目を提案した。この議題の採択は延期され、締約国は、他の議題項目の検討を継続することで合意した。

6 月 12 日水曜日に、締約国は議題書の採択を改めて取り上げた。米国は、同国の提案が、現在「UNFCCC プロセスの効果的な参加」という題になっていることを指摘した。締約国は、手続き上の問題で意見の不一致があり、議題書の採択は延期された。

6 月 14 日金曜日には米国の提案(の討議 訳注)に戻り、米国は、CDM 執行理事会にオブザーバーとして参加することへの関心を強調し、また NGOs からより多くが参加することを勧めた。Estrada 議長は、他の機関の状況に関する分析や可能な解決法の記述を含めた文書が事務局により作成されると述べた。

その後締約国は、SBSTA の方で取り上げる議定書 2.3 条の実施に関する議題項目を除いた議題書の採択に移った。

附属書 I 諸国の国別報告書

附属書 I 諸国の国別報告書に関する議題項目は、6 月 10 日月曜日に SBI プレナリーで検討され、決論書草案が 6 月 14 日金曜日に、採択された。

月曜日に、事務局は附属書 I 締約国での温室効果ガス排出の傾向を詳述した文書(FCCC/SBI/2002/3) に注意を喚起し、国別報告書のレビューと考察プロセスを改善するオプションを提案した。

排出傾向が「自己満足の余地もない」との観測から、EU は、SB-17 でレビュープロセスを検討するよう提案した。カナダ、米国、オーストラリアは、現在のプロセスが十分機能しているとし、現時点でのいかなる修正へも反対すると述べた。

Estrada 議長は、第三次国別報告書のレビューに関する状況報告書(FCCC/SBI/2002/INF.4)に焦点を当てた。

6月14日金曜日に、Estrada 議長は結論書草案を提出し、パラグラフ1での「入手可能なデータにより」の削除を提案した。この結論書草案は、さらなる修正なく採択された。

SBI 結論書：附属書I 諸国の国別報告書に関する結論書(FCCC/SBI/2002/L.3)には、SBIがSB-17で、レビュープロセスの改善に関する問題でのさらなる検討を行い、また国別報告書の期限どおりの提出を容易にするためにどういった行動をとれるかを検討するとの合意が盛り込まれている。

非附属書I 諸国の国別報告書：

締約国は、6月10-11日の月曜日と火曜日のSBIプレナリーで、非附属書I 諸国の国別報告書に関する議題項目での議論を行い、専門家諮問グループ(CGЕ)、ガイドラインの改訂、資金および技術援助という3つのサブ項目での作業を取り扱った。結論書草案作成のため、この週を通して非公開で非公式の折衝がもたれ、その結論書草案は、6月14日金曜日のSBIプレナリーで採択されたに、

CGEの作業：月曜日のSBIプレナリーで、CGE 議長のIsabelle Niang-Diop (セネガル)は、CGEの活動について報告し、SBI 議長のEstrada は、関連報告書(FCCC/SBI/2002/INF.3; FCCC/SBI/2002/2)に出席者の関心を喚起した。

火曜日のSBIプレナリーにおいて、Estrada 議長は、CGEでの作業について結論書草案が作成されると述べた。当該結論書は、6月14日金曜日に採択された。

SBI 結論書：CGEに関する結論書(FCCC/SBI/2002/CRP.2)には、COP-8で行われるCGEの委託条件のレビューに関する見解を提出するようとの締約国への招請が含まれている。

ガイドラインの改訂：6月11日火曜日のSBIプレナリーで、Estrada 議長は、提案されているガイドライン改善案(FCCC/SBI/2002/INF.2)への注意を喚起した。米国は、時間枠組みに関する議論を呼びかけ、

この点での特定の提案を行った。同代表はまた、開発途上国での緩和および適応の機会を評価するのにCGEが国別報告書を用いるよう、提案した。非公式グループは、非公開の場での議論で会合し、6月14日金曜日に、結論書が採択された。

SBI 結論書：ガイドライン改訂に関する結論書(FCCC/SBI/2002/CRP.6)には、提案されている改善ガイドラインに概要を示す活動への資金提供に関する見解を提出するようとのGEFへの要請が含まれ、また改訂ガイドラインに基づいて、第二次国別報告書への適切な資金提供が行われるべきであると指摘している。

資金・技術支援：火曜日のSBIプレナリーで、Estrada 議長は、GEFから受け取った情報(FCCC/SBI/2002/INF.1)を指摘し、コメントを求めた。多くの締約国が資金的支援の重要性を強調し、Estrada 議長は、この問題がSB-17で再度討議されるとの観測から議論を非公開とした。

SBI 結論書：資金・技術支援に関する結論書(FCCC/SBI/2002/CRP.3)国別報告書の作成およびGEF提供の情報における進展を指摘している。

資金メカニズム

6月10日月曜日に、締約国は、資金メカニズムのレビューを検討した。Estrada 議長は、GEFの実績に関するフィードバックを行うよう出席者に求めた。EUは、中規模プロジェクトへのGEFの資金提供を支持し、プロジェクトサイクルを合理化するGEFの努力を歓迎した。カナダは、レビューが少数の実際的な提案に焦点を当てることを希望した。ロシア連邦は信頼性を強調した。締約国はRawleston Moore (バルバドス)を議長とする非公式議論を行うことで合意した。

6月14日金曜日に、Moore 議長は、資金メカニズムのレビューに関するSBI結論書草案を提出し、同案は全面的に採択された。

SBI 結論書：これらの結論書(FCCC/SBI/2002/L.5)で、SBIは、7月8日までに資金メカニズムの効果性に関するそれぞれの経験についての情報を提供するよう、締約国、政府間組織、非政府組織に求め、事務

局に対しては、受け取った提出文書ならびに他の文書を基に、SB-17での検討のため、資金メカニズムに関する統括報告書を作成するよう要請している。

悪影響

UNFCCC 4.8 条と 4.9 条 (悪影響)実施の問題は、6月11日火曜日のSBIプレナリーで検討され、コンタクトグループに委ねられて、同グループは3回会合した。同グループは決論書草案で合意し、これは6月14日金曜日にSBIにより採択された。

火曜日に、Daniela Stoytcheva (ブルガリア)は、5月16-18日に開催された、気候変化の悪影響および対応策の影響を評価するモデル化活動の状況に関するワークショップについて、報告した。同代表は、同様なワークショップの報告も、COP-8での検討のため提出されることになると述べ、またCOP-8前に開催される2つの追加のワークショップは、保険とリスク評価を取り扱うことを指摘した。ジンバブエは、Zimbabwe、G-77/中国に代わり、4.8条と4.9条の実施を確実にするメカニズム開発の重要性を強調し、4.9条(LDCs)規定の活動促進を促した。米国は、現在のモデル研究が依然として多分に不確実であると述べ、またカナダとオーストラリアは、データの入手可能性の重要性を強調した。イラン、アルジェリア、ブルキナファソは、キャパシティ・ビルディングとUNFCCC 6条との関係確立を奨励した。Estrada議長は、サウジアラビア イランがこの問題について提出した文書がCOP-8での検討のためその他の文書にまとめられると述べ、カナダ、オーストラリア、日本はこれに反対した。決論書草案を検討するため、Daniela Stoytcheva を議長とするコンタクトグループが結成された。

6月12日水曜日に、締約国は、コンタクトグループのStoytcheva議長による決論書草案について議論した。ジンバブエはG-77/中国に代わり、これらの結論書が、悪影響に関するCOP-7決定書5/CP.7との明確な引用が行われていないことを強調して、結論書に反対した。同代表はまた、資金が不足した場合、提案されている保険およびリスク評価のワークショップは、COP-8後に予定できるとしたサブパラグラフに異議を唱えた。イランは、結論書が、将来のモデル化活動への配慮を適切に反映しているべきであることを、強調した。オーストラリア、カナダ、EU、

米国は、中身ではなくプロセスに関する決定をとの、SBI議長 Estrada の要請に、締約国が従うべきであると述べた。締約国は、資金提供への引用を削除することで合意したが、モデル化活動の重要性、締約国の意見提出の範囲、将来のワークショップとその委託条件では、共通認識に至らなかった。Stoytcheva議長は、非公式折衝を行うため、会合を中断した。

出席者は、決論書草案改定案を検討するため、夕方再度会合した。G-77/中国は、決論書草案に、より広範囲な実施活動の重要性に関する自分たちの懸念を反映されていないと主張した。ニュージーランド、カナダ、EU、米国は、改定結論書が「バランスのとれた妥協」であるとして、これを支持した。決論書草案に反対している締約国とのStoytcheva議長による非公式折衝の後、出席者はこれら草案をSBIへ送ることで合意した。SBIは6月14日金曜日にこれら結論書全体を採択した。

SBI 結論書：結論書(FCCC/SBI/2002/CRP.5)によると、SBIは：締約国に対し8月1日までに4.8条と4.9条の実施とワークショップに関する意見を提出するよう求め；締約国に対し、これらワークショップへの委託条件の追加可能性に関する見解を、8月1日までに提出するよう要請し；SB-17でワークショップの成果を考察すると決定する。

最後進国

締約国は、6月11日火曜日のSBIプレナリーでLDCsの件を検討した。LDC専門家グループ(LEG)議長のBubu Jallow (ガンビア)は、提案されているLEGの作業プログラム(FCCC/SBI/2002/5)についてコメントした。マリは、適応行動プログラム(NAPAs)の実施優先を支持した。EUは、LEGが相対的優位にたつ戦略活動に、焦点を当てるべきであると述べた。

決論書草案が6月14日金曜日のSBIプレナリーに提出され、改正なしに採択された。

SBI 結論書：SBI結論書(FCCC/SBI/2002/CRP.4)には、LEGの作業プログラムへの支持が含まれ、またこの作業プログラムの実施における進展について、SB-17でSBIに最新情報を提供するようLEG議長に求めている。

キャパシティ・ビルディング

SBI プレナリーは 6 月 11 日火曜日に、キャパシティ・ビルディングの件を取り上げた。Estrada 議長は、開発途上国および EITs でのキャパシティを構築する枠組が COP-7 で採択されたことを指摘した。G-77/中国は、キャパシティ・ビルディング活動の実施を容易にするための資金提供を歓迎した。

決論書草案は 6 月 14 日金曜日の SBI プレナリーに提出され、改定なく採択された。

SBI 結論書：SBI 結論書(FCCC/SBI/2002/L.4)は、国内目録の作成と国内システムの確立に関係したキャパシティ・ビルディング活動の実施を支援する必要性を指摘し、GEF の資金提供を受けての各国のキャパシティニーズ自己評価について、意見を提出するようとの、締約国への要請も含まれる。

CACAM の要請

6 月 12 日水曜日に、アルメニアは、中央アジア諸国とコーカサス、アルバニア、モルドバの諸国グループ(CACAM)を代表して、同グループが「開発途上国」という用語の定義、および COP-6 で作成されたものも含めた UNFCCC 決定書の内容での CACAM の立場について、明確化を求めていると述べた。同代表は、CACAM 諸国が、これら決定書での「開発途上国」という言葉全てを、「開発途上国とその他の附属書 I に含まれない締約国」という表現に変更しなければならないと、提案している。EU は、UNFCCC の文章で使われているとおり「附属書 I に含まれない締約国」という用語を用いるよう、結論書作成時には、注意する必要があると述べた。ベネズエラは、G-77/中国を代表し、「開発途上国」という用語の調査は、必要ないと述べた。Estrada 議長は、同議長が引き続き折衝を行い、SB-17 で報告すると述べた。

WSSD に向けての準備

6 月 10 日月曜日に、モロッコは、持続可能な開発世界サミット(WSSD)への準備作業について SBI に報告した。同代表は、パリでの交渉について出席者にブリーフィングを行い、締約国が実施方法についての合意に達することができず、決裂の結果となったことを指摘した。パキスタンは、G-77/中国に代わり、

同グループの WSSD への引き続いての献身を表明し、締約国がリオでの約束を果たしていないことへの懸念を指摘した。EU は、気候変化と WSSD プロセスとの間の関係強化を促し、予定設定と行動プログラムの必要性を指摘した。

政府間会合

6 月 10 日月曜日の SBI プレナリーで、事務局は、政府間会合のための調整に関する文書 (FCCC/SBI/2002/4)を提出した。COP-8 について、事務局は、各国のステートメントを含めたハイレベルの部分でラウンドテーブルでの議論に換えることを提案した。京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合(COP/MOP-1)に関する調整について、EU は、COP と COP/MOP での共通の問題および必要な規則や手続きの定義づけについて作業することを支持した。カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、オーストラリアは、既存の UNFCCC の手続き規則の利用を支持した。将来のセッションでのプログラムについて、事務局は、ワークショップの数の増大への懸念を強調した。Estrada 議長は、ワークショップの優先度付けとワークショップ準備作業の改善を、提案した。

会議サービス用の予算の件について、米国、日本、カナダは、UNFCCC の予算で会議費用を負担するべきで、国連総会(UNGA)の通常予算で負担するべきではないと述べた。COP-9 に関して、Estrada 議長は、その場所がまだ決まっていないことを指摘した。SBI は、これらサブ項目に関する結論書を、6 月 14 日金曜日の閉会プレナリーセッションで採択した。

SBI 結論書：政府間会合に関する結論書

(FCCC/SBI/2002/L.2)で、SBI は、インド政府に対し COP-8 開催への謝意を表し、閣僚クラスのラウンドテーブル議論を提案し、参加のための信託基金への寄付を行うよう締約国に要請している。COP/MOP-1 に向けての調整に関して、SBI は、74 の締約国が京都議定書を批准したと指摘し、SBI-17 で手続き上の問題をさらに考察することで合意している。将来のセッションでのプログラムに関し SBI は、提案されている将来のワークショップや会合に目を向け、その件数に懸念を表明し、ワークショップをセッション期間と合わせて組む可能性を探ると同時に、少数の代表団にとっての制約に配慮するよう、事務局に

勧めている。会議サービス向けの予算について SBI は、第 56 回国連総会での締約国の見解とその後の展開に注意を払っている。COP-9 の場所について、SBI は、締約国に対し、会議の主催を申し出るよう求めた。

管理上・資金上の問題

この議題項目は、6 月 10 日月曜日の SBI プレナリーで取り上げられた。寄付金の状況に関して、事務局は、2002-2003 年の 2 年度での資金実績中間報告 (FCCC/SBI/2002/INF.5) を提出した。同代表は、現在 190 件の寄付金が未納となっている事実に関心を喚起した。寄付金の延滞に対応する可能なオプションに関して、事務局は、こういった情報の公開が期限内での支払いを促進すると述べ、SB-15 が COP-8 での採択に向け送致している決定書草案への関心を喚起した。本部に関する合意の実施について、ドイツは進捗報告書を提供し、ボンでの UN キャンパスと新しい会議施設の計画が進んでいることを指摘した。UNFCCC エグゼクティブセクレタリーの Waller-Hunter は、計画を歓迎しドイツ政府に感謝した。Estrada 議長は、この議題項目に関する SBI 結論書草案を自身で作成すると述べた。この結論書は 6 月 14 日金曜日の SBI プレナリーで採択された。

SBI 結論書：セッションの報告書

(FCCC/SBI/2002/L.1) に含まれている、この結論書の中で、SBI は、2002 年 5 月 31 日現在での寄付金の状況に注意を向けた。同結論書は、議長に対し、寄付金の延滞に対応する可能なオプションについての協議を継続し、結果を SBI-17 で報告するよう要求し、またホスト国（ドイツ 訳注）政府ならびに UNFCCC エグゼクティブセクレタリーに対し、本部に関する合意実施でのさらなる進展について SBI-17 で報告するよう求めている。

その他の事項

LULUCF に関するクロアチアの提案: この議題項目は、6 月 12 日水曜日に、取り上げられた。締約国は、クロアチアの森林活動を議定書 3.4 条(追加的活動)の下で考慮するとのクロアチア提案を審議した。Estrada 議長は、排出の基本年度を変更するとの別なクロアチア提案について SBSTA で折衝が行われていることを指摘した。同議長は、両方の問題が同時

に解決されることとなり、またこれらの提案は SB-17 で取り上げられると述べた。EU は、クロアチアが提案している森林管理分のディスカウントの価値が FAO の提供する価値を上回っていることを指摘し、この問題は、排出基本年度の問題が解決されたところで、SBSTA での検討のため送られるべきであると述べた。クロアチアは、技術レビューがすでに行われていることから、SBSTA がこの問題を取り上げる必要があるとは考えていないと述べ、SB-17 で両方の問題を同時に取り上げるとの Estrada 議長の提案に賛成した。

SBI の閉会プレナリー

6 月 14 日金曜日に、SBI ラポーターの Emily Ojoo-Massawa (ケニア) は、セッションの報告書 (FCCC/SBI/2002/L.1) を提出した。Estrada 議長は、文書をパラグラフごとに取り上げ、本部に関する合意の実施についての決定書草案が COP へ直接送られることを指摘した。同議長はまた、SBSTA で合意された温室効果ガス目録の報告とレビューに関する結論書も、SBI へではなく、COP に直接送られると述べた。締約国は、セッションの報告書について採決を行った。Estrada 議長は、参加者、事務局、共同議長に感謝し、11:48am をもって、SBI の第 16 回セッションを閉会した。